

○守屋亨議長 次に、6番 大野保司議員、登壇して発言願います。

(6番 大野保司議員登壇)

◆6番(大野保司議員) 議長のお許しを得ましたので、26請願第10号「より一層市民に開かれた議会の推進を求める件」について、賛成の立場から討論します。

皆さんご承知のとおり、請願権とはいわゆる直接請求の一種であり、参政権的役割を有するものとされています。歴史的には絶対君主制下において民意を伝達する手段として発達してきたものであり、1689年、イギリスの権利章典に定められ、以後各種の人権宣言や憲法に取り入れられてきたものです。日本国憲法では侵すことのできない永久の基本的な人権として保障され、第16条に規定されています。その趣旨は、主権者たる一般国民の政治意思を国政の運営に表明して実現させるべく、広く国や地方自治体の国家機関に対して要望を述べることであり、手続は請願法に定められているところです。今回提出された請願についてもその趣旨は同様で、主権者としての市民から市議会に対する要望であり、委員会のライブ中継などいわゆる開かれた議会の推進してほしいというものです。

一方、議会運営委員会では、委員会のライブ中継については今期は実施時期、費用負担などが見解が不一致であるところから引き続き協議することになったところであり、

このことから、第1に、議会で審議中の案件に対する請願をどう扱うか、第2に、議会と請願が不一致の場合どう扱うかが論点と考えます。まず第1の点については、請願は市議会への要望であり、審議への主権者の市民からの意見であり、代弁者の議員としては門前払いをすることなく、物理的、人道的に不可能でない限り、できるだけ採択できるように努力することが議員の職責と考えます。また、第2の点については、請願は法的拘束力のない要望であり、請願を踏まえて審議する以上、その決断は議会として責任を負うものですが、その覚悟がある以上、場合によっては請願の賛否と議会の議決が異なっても支障はないと考えております。

さらに、この不一致の問題については、請願は議会運営委員会の全会一致の原則を破るのかとの指摘もありましたが、市民の政治参加を主権者の意思表示と見れば議会の全会一致の原則も議会の内規にすぎないことになりませんが、本件請求については早期に実現ということで、具体的な時期を明記していないところから、審議中のライブ中継を1年後に実現するのか数年後に実現するのかは特定していないため、明らかに決定の先延ばしとならない限り、議会の全会一致の原則に抵触はしないと考えます。

については、市民の議会への要望である請願は審議中の案件であっても特別の事情のない限り受け入れるべきであり、本件請願を困む状況は特別の事情に当たらず、請願に賛成しても支障はないと考えます。議員の皆さんの賛同をいただきますよう心からお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。